4　法第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた法第五十二条の三第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が当該特別償却準備金に係る特別償却対象資産について当該連結事業年度において圧縮記帳規定の適用を受ける場合における当該特別償却対象資産に係る圧縮記帳規定に規定する圧縮限度額の計算については、法人税法施行令第七十九条の二、第八十二条、第八十二条の三、第八十三条の四又は第八十五条第一項第四号に規定する帳簿価額には、これらの規定に規定する日における当該特別償却対象資産に係る法第六十八条の四十一第五項に規定する特別償却準備金の金額に相当する金額を含まないものとする。

第三十九条の七十一第一項第一号中「附則第九十条第八項、第十二項又は第十四項」を「附則第九十条第十四項」に改め、「第六十八条の二十七（第二項に係る部分に限る。）又は」を削り、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第七号」を「第六号」に改める。

第三十九条の七十二第六項中「割合」を「払戻等割合」に改め、同条第十五項中「同じ」を「資源開発事業法人」という」に改める。

第三十九条の七十三第二項第三号中「割合」を「払戻等割合」に改める。

第三十九条の九十第一項中「地区」を「区域」に改め、同条第二項中「場合の」を「事業の」に改め、「当該各号に規定する地区以外の地域において行われる」を削り、同項第一号中「地区」を「区域内」に改め、「おいて」の下に「行われる」を加え、「が行われる場合」を削り、「沖縄振興特別措置法施行令第十一条第二項第三号イ」を「当該区域以外の地域において行われる沖縄振興特別措置法施行令第十一条第二項第四号イ」に改め、同項第二号中「地区において同号」を「区域内において行われる同号」に改め、「が行われる場合」及び「地区において行われる」を削り、「第二十一条第二項第五号イ」を「第二十一条第二項第六号イ」に改め、「それぞれ」の下に「当該区域以外の地域において行われる」を加え、同条第三項中「地区内で行う」を「区域内において行われる」に改め、「事業（」の下に「前項各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める事業を含む。」を加え、「特定事業」を「特定事業等」に、「当該各号」を「同表の各号」に、「連結法人に該当する同項」を「法人に該当する法第六十八条の六十三第一項」に改め、同条第四項中「以下この項及び第九項」を「以下この条」に、「内に」を「の区域内に」に、「特定経済金融活性化産業に属する事業」を「特定経済金融活性化事業」に、「当該事業」を「当該特定経済金融活性化事業」に改め、同条第五項中「連結法人」を「認定法人」に改め、同条第六項中「各特定事業に」を「各特定事業等に」に、「特定事業軽減対象連結欠損金額（各特定事業」を「特定事業等軽減対象連結欠損金額（特定事業等」に、「連結法人」を「法人」に、「の当該特定事業」を「の当該特定事業等」に改め、同項第一号中「当該特定事業」を「当該特定事業等」に、「なる特定事業」を「なる特定事業等」に、「欠損発生特定事業」を「欠損発生特定事業等」に、「特定事業軽減対象連結欠損金額」を「特定事業等軽減対象連結欠損金額」に改め、同条第七項中「特定事業軽減対象連結欠損金額」を「特定事業等軽減対象連結欠損金額」に改め、同条第八項中「特定事業軽減対象連結欠損金額」を「特定事業等軽減対象連結欠損金額」に、「特定事業に」を「特定事業等に」に改め、同条第九項中「内に」を「の区域内に」に改め、同条第十項第一号中「特定事業」を「特定事業等」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11　法第六十八条の六十三第一項の表の各号の中欄に掲げる区域又は経済金融活性化特別地区の区域に変更があつた場合における当該変更により新たにこれらの区域に該当することとなつた区域に係る同項又は同条第二項の規定の適用については、同条第一項に規定する提出の日又は同条第二項に規定する指定の日は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一　沖縄振興特別措置法第二十八条第七項の変更により新たに法第六十八条の六十三第一項の表の第一号の中欄に掲げる区域に該当することとなつた区域　当該変更に係る沖縄振興特別措置法第二十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出の日

二　沖縄振興特別措置法第四十一条第七項の変更により新たに法第六十八条の六十三第一項の表の第二号の中欄に掲げる区域に該当することとなつた区域　当該変更に係る沖縄振興特別措置法第四十一条第七項において準用する同条第四項の規定による提出の日

三　沖縄振興特別措置法第五十五条第四項の変更により新たに経済金融活性化特別地区の区域に該当することとなつた区域　その新たに該当することとなつた日

第三十九条の九十七第十三項第三号中「第六十八条の七十第七項」を「第六十八条の七十第八項」に改める。

第三十九条の九十九第二項中「この条」の下に「及び次条第七項」を加え、同条第十八項中「第六十八条の七十第七項」を「第六十八条の七十第八項」に、「保存していなければ」を「保存しなければ」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「第六十八条の七十第七項」を「第六十八条の七十第八項」に、「第七項又は」を「第八項又は」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項を同条第二十項とし、同条第十五項を同条第十九項とし、同条第十四項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項を同条第十七項とし、同条第十二項を同条第十六項とし、同条第十一項を同条第十五項とし、同条第十項中「第五項各号」を「第九項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項を同条第十三項とし、同条第八項を同条第十二項とし、同条第七項を同条第十一項とし、同条第六項中「第三十九条第十九項第二号」を「第三十九条第二十三項第二号」に、「同条第十九項第二号」を「同条第二十三項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項第三号中「工場、事務所その他の建物、構築物又は機械及び装置（以下この号において「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5　法第六十八条の七十第一項に規定する取得に係る部分の金額として政令で定める金額は、同項に規定する補償金、対価又は清算金の額のうち次に掲げる金額の合計額とする。

一　既に代替資産の取得に充てられた額

二　法第六十八条の七十第一項の既に取得をした代替資産が同条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により代替資産とみなされた資産であり、かつ、当該代替資産につき同条第一項又は第八項の規定の適用を受ける場合における当該代替資産の取得価額のうちその適用に係る部分の金額

6　法第六十八条の七十第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情は、工場、事務所その他の建物、構築物又は機械及び装置（以下この項及び第九項第三号において「工場等」という。）の敷地の用に供するための宅地の造成並びに当該工場等の建設及び移転に要する期間が通常一年を超えると認められる事情その他これに準ずる事情とし、同条第三項に規定する政令で定める期間は、三年とする。

7　法第六十八条の七十第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の代替資産となるべき資産に係る同項に規定する乗じて計算した金額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

一　当該資産の当該連結事業年度開始の日の前日における取得価額

二　当該資産の前号に規定する開始の日の前日における帳簿価額

8　代替資産が法第六十八条の七十第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により代替資産とみなされた資産であり、かつ、当該代替資産が減価償却資産である場合における同条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する当該代替資産の取得価額に算入しない金額は、同条第一項又は第八項の規定により損金の額に算入された金額に、前項第二号に掲げる金額に対する同項第一号に掲げる金額の割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。